



住まい・環境

上下水道

水道

水道部 南吹田3・3・60 **MAP** P111 D-6
TEL 06-6384-1251(代) FAX 06-6338-3192

▶ 水道の使用・検針・支払い

料金グループ TEL 06-6384-1255 FAX 06-6384-1534

使用開始・中止、名義変更

水道部ホームページからインターネットを通じて又は電話で申し込んでください。

水道メーターの検針

2か月に1回行い、使用水量をお知らせします。メーターボックスの上に物を置かない、犬を放し飼いにしないなど、協力をお願いします。

水道料金の支払い

2か月に1回請求します。納入通知書払いと口座振替があります。便利で割引制度のある口座振替を利用してください。申し込みは料金グループか金融機関へ。

▶ 水道の問い合わせ

給水相談グループ TEL 06-6384-1258 FAX 06-6384-1837

道路上などの漏水

道路からの水漏れや水道メーターが回っていない漏水(戸建住宅に限る)は、水道部で調査・修理を行いますので連絡してください。

宅内の漏水

じゃ口など家の中で水が漏れて水道メーターが回る漏水は、所有者などの負担で修理を行ってください。その際修理業者を案内しますので連絡してください。修理の際には、事前に工事の内容や費用について十分確認してください。

その他の相談

断水や濁水、その他の水道に関することは、電話や水道部ホームページに掲載の電子メール(回答は翌営業日以降)で相談してください。

訪問販売や電話での勧誘

水道部では訪問して何かを販売したり、電話で有償修理の勧誘をすることはありません。少しでも不審に思われたら承諾したり申し込んだりせず、水道部に問い合わせてください。

▶ 水質の相談

水質グループ TEL 06-6384-1250 FAX 06-6384-1273

味や臭気など、家庭の水道水に関することは水道部ホームページに掲載の電子メール(回答は翌営業日以降)や電話で相談してください。

下水道

▶ 下水道の使用料

経営室 TEL 06-6384-2011 FAX 06-6368-9903

公共下水道を利用している場合は、公共下水道施設の維持管理などに必要な経費の一部として、2か月に1回水道料金と合わせて下水道使用料を請求します。

▶ 下水道の問い合わせ

管路保全室 TEL 06-6384-2054 FAX 06-6368-9903

水洗化で快適な暮らし

下水道の利用可能地域で、下水道に接続していない家屋に対して水洗便所への改造や浄化槽の切替え工事に助成や融資あっせんを行っています。また、下水道の排水方法は合流式と分流式があります。工事をする場合は市の指定工事店に申し込んでください。

指定工事店の一覧表は管路保全室管理担当にあります。市ホームページでも見るすることができます。

ディスポーザの設置

設置前に申請が必要です。市の設置基準に適合したものを取り付けてください。また、定期的に専門業者による点検と水質検査を行ってください。

下水道に問題が生じたら

下水道は、市が管理する部分と使用者が管理する部分に分かれています。下水道本管から公共汚水ますまでは市が、宅内側は使用者が管理します。市の管理部分が詰まるなどのトラブルは、吹田下水道メンテナンス(TEL 06・6381・1959)へ連絡してください。宅内設備業者に依頼した場合、費用は自己負担になります。使用者の管理部分については、市の指定工事店などに連絡してください。

油を下水道に流さないで

食器や鍋に付いた油汚れは、紙などで拭き取ってから洗いましょう。油を流すと下水道に油が付着し、詰まりや悪臭の原因になります。

悪質業者に注意を

市の職員を装ったり、市と関連があるかのような紛らわしい営業活動を行ったりする悪質な業者がいます。不審に思ったときは、職員証の提示を求めるなど十分に注意してください。



下水処理場見学

水再生室 TEL 06-6369-1606 FAX 06-6369-5150

下水道事業を理解してもらうために施設見学を行っています。

南吹田水再生センター(合流式) 所 南吹田5・35・1

し尿・浄化槽

事業課業務グループ TEL FAX 06-6381-8500
所 川岸町20・1

し尿収集

2週間に1回収集します。収集日一覧は、3月中に対象家庭へ配布します。月500ℓまでは無料。500ℓを超えると50ℓまでごとに400円。工事現場などの仮設トイレについては50ℓまでごとに400円。

浄化槽の維持管理

浄化槽の管理者には、使用の届け出や保守点検・清掃が義務付けられています。市の許可を受けた業者に依頼してください。

浄化槽清掃業許可業者

業者名	住所	電話
柿本工業(株)	大阪市東住吉区中野1・14・24	06-6702-2722
(株)交野興業	枚方市東香里元町4・5	072-853-3800
関西浄化(株)	寝屋川市高宮栄町1・1・106	072-822-6481
関西浄化槽工業(株)	大阪市中央区南船場2・3・4	06-6562-4486
玄甫興業(株)	東大阪市衣摺5・18・25	06-6728-2386
(株)郡幸工業所	寝屋川市郡元町5・3	072-832-3806

(株)大建工業所	山田西1・34・1	06-6877-0771
大道興業(株)	中の島町4・47	06-6382-3944
出口興産(株)	東大阪市柏田東町11・41	06-6727-8481
(株)セツリョウ	高槻市野田東2・15・1	072-669-1111
(有)永田清掃	松原市天美西2・4・38	072-331-4600
西川清掃(株)	岸部中2・10・10	06-6388-2131
(株)阪南工業	大阪市西成区天下茶屋2・13・15	06-6661-4228
(株)百野工業所	大阪市浪速区日本橋西1・6・22	06-6641-4197
(株)前田環境	三島郡島本町東大寺2・30・7	075-961-4092
ミザック(株)	大阪市北区堂島浜1・4・16	06-6344-2700
エスク(株)	大東市三箇4・18・18	072-871-1065
睦工業(株)	大阪市中央区内平野町3・1・7	06-6943-1621

住宅

住宅を建てる時

用途地域

都市計画室 TEL 06-6384-1947 FAX 06-6368-9901

合理的な土地利用のために、都市計画法で住宅地や商業地、工業地などの用途地域が定められています。住居や店舗、事務所、工場など、地域ごとに建物の用途が決められ、容積率や建ぺい率などの規制も異なります。

住宅建設などの開発などをするとき

開発審査室 TEL 06-6384-1974 FAX 06-6368-9901

「好いたすまいる条例」に基づく事前協議が必要です。

建築確認申請

開発審査室 TEL 06-6384-1984 FAX 06-6368-9901

建築物の新・増改築などをするときには、建築確認申請書を提出し、開発審査室か民間の指定確認検査機関の確認を受ける必要があります。

住宅など建設時の工事検査

開発審査室 TEL 06-6384-1984 FAX 06-6368-9901

住宅(共同住宅や長屋などを含む)で床面積が50㎡を超えるものや、住宅以外の建物で3階建て以上または床面積が300㎡を超えるものを建てる時は完了検査に加え、基礎の配筋・2階の床配筋・屋根の小屋組工事などの中間検査を受ける必要があります。

住居表示の届け出

市民課 TEL 06-6384-1237 FAX 06-6368-7346

建物の新築や建て替えをしたときは、住居新築届が必要です。届けをしないと住所が決まらず、郵便物などが届かないなど、日常生活に支障を来すことがあります。建物に変更はなくても、公道への出入口が変更になったときや共同住宅を改築したときは、住居番号付番変更申請書が必要です。

▶ 景観まちづくり条例に基づく届け出

都市計画室 TEL 06-6384-1968 FAX 06-6368-9901

建築物の新築や外観の色彩を変える場合などは、事前協議と届け出が必要です。詳しくは問い合わせてください。

▶ 屋外広告物条例に基づく許可申請

都市計画室 TEL 06-6170-2337 FAX 06-6368-9901

屋外広告物の表示または掲出物件の設置の際には、事前協議と許可申請が必要です。詳しくは問い合わせてください。

▶ 地価公示価格などの閲覧

資産経営室 TEL 06-6384-1494 FAX 06-6368-9901

地価公示法に基づく標準地と、大阪府が調査した基準地の価格があります。国土交通省ホームページの土地総合情報システムで閲覧できます。

建築物の耐震化など

開発審査室 TEL 06-6384-1910 FAX 06-6368-9901

▶ 耐震化への補助

いずれも昭和56年(1981年)5月31日以前に建築確認を受けた建物が対象。事前に申請が必要です。詳しくは問い合わせてください。

耐震診断補助

地震に対する安全性を数値で確認できます。

- (1) 木造住宅 上限5万円。
- (2) 分譲マンション 上限200万円。
- (3) 非木造住宅・特定既存耐震不適格建築物 上限100万円。

耐震設計補助

耐震補強工事の具体的な計画や工事費が分かります。

- (1) 木造住宅 上限10万円。所得制限あり。
- (2) 分譲マンション 上限300万円。

耐震改修補助

耐震設計に基づいた補強工事を行います。

- (1) 木造住宅 耐震シェルターや建て替えなどに伴う除却も可。改修工事は上限70万円(所得の低い世帯は90万円)。除却工事は上限40万円。所得制限などあり。
- (2) 分譲マンション 上限2800万円。

▶ 土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転・補強への補助

同区域指定前に建築された住宅が対象。事前に申請が必要です。詳しくは問い合わせてください。

公営住宅などに入りたいとき

▶市営住宅

吹田市営住宅管理センター TEL 06-6170-9926

市内在住・在勤の低所得者が対象です。募集は年2回。

▶大阪府営住宅

株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅千里管理センター TEL 06-6155-2782

府内在住・在勤の低所得者が対象です。募集は年6回。

▶UR都市機構賃貸住宅

UR千里営業センター TEL 06-6871-0612

入居の募集は、ホームページなどで確認してください。

▶大阪府住宅供給公社賃貸住宅

大阪府住宅供給公社 TEL 06-6203-5454

空き家は、先着順で随時募集しています。

▶大阪府特定優良賃貸住宅

大阪府住宅供給公社 TEL 06-6203-5454

大阪府住宅供給公社が管理している民間の住宅です。中堅所得者が対象です。先着順で随時募集しています。

▶大阪府高齢者向け優良賃貸住宅

大阪府居住企画課 TEL 06-6210-9707

高齢者向け住宅で、国と府が入居者の所得に応じて家賃の一部を補助します。

▶サービス付き高齢者向け住宅

住宅政策室 TEL 06-6384-1928 FAX 06-6368-9902

安否確認や生活相談などのサービスが受けられる民間の住宅です。一覧は市住宅政策室で見ることができます。

▶住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(セーフティネット住宅)

住宅政策室 TEL 06-6384-1928 FAX 06-6368-9902

低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯などの入居を拒まない民間の住宅です。

▶住宅金融支援機構の融資

住宅金融支援機構近畿支店 TEL 06-6281-9260

個人の住宅建設や購入のための長期固定金利住宅ローンフラット35、耐震改修工事やバリアフリー化工事などのリフォーム、マンションの共用部分の修繕に対する融資などを行っています。

相談など

登記・測量相談、分譲マンション管理相談、住宅相談は101ページを見てください。

▶住宅リフォームマイスター制度

大阪府建築環境課 TEL 06-6210-9717

安心して住宅リフォームが行えるよう、信頼性の高い事業者の情報を提供します。一覧や連絡先は、大阪府のホームページや市住宅政策室で確認してください。

▶空家など対策の推進

住宅政策室 TEL 06-6384-1928 FAX 06-6368-9902

空家などの問題の相談や有効活用についての情報を提供します。

▶空き家バンク

住宅政策室 TEL 06-6384-1928 FAX 06-6368-9902

空き家の売却・賃貸を希望される物件情報と取得・利用を希望されるニーズを登録してマッチングします。

住みよいまち

景観

都市計画室 TEL 06-6384-1968 FAX 06-6368-9901

▶ 景観まちづくり

市民が景観まちづくりを考えるとときに活用できる制度などがあります。詳しくは問い合わせてください。

緑化

公園みどり室
所 佐竹台1・6・1 TEL 06-6834-5364 FAX 06-6834-5486

▶ 保護樹木などの指定

指定基準を満たし、特に保護する必要がある樹形や樹勢がある樹木などを、所有者の同意を得て指定します。指定後は、維持管理に対して一部補助します。法人は除きます。

▶ みどりの協定

市民や事業者が、敷地内の緑化について一定の基準を満たした場合に結ぶ協定です。協定を結ぶと、草花の配付などの助成を受けることができます。

▶ 生垣設置事業助成金等交付制度

生垣作りに助成金を交付し、つたによる壁面緑化や花の道づくりに苗や種子を配付します。

▶ 大阪府緑化樹配付

自治会の施設などで樹木を植える場合、大阪府が無償で緑化樹を配付します。

▶ 花とみどりの情報センター

所 花とみどりの情報センター MAP P107 C-6
TEL 06-6155-1987 FAX 06-6831-5087

みどりのまちづくり、花と緑に関する質問や相談、講習会などを行っています。花と緑に関する展示などに利用できるスペースもあります。

開館時間 午前10時～午後6時

休館日 祝日と12月29日～1月3日。月曜日。祝日と重なる場合は翌日も休み。

使用料 問い合わせてください。

違法駐車・自転車駐車場

▶ 違法駐車をなくすために

総務交通室
所 佐竹台1・6・1 TEL 06-6155-3531 FAX 06-6872-1652

JR吹田駅南側と地下鉄江坂駅周辺を違法駐車等防止重点区域に指定し、啓発活動に取り組んでいます。また大阪府警察本部は同重点区域と阪急南千里駅周辺を駐車監視員活動最重点地域などに指定しています。最寄りの駐車場を利用してください。

▶ 放置自転車をなくしましょう

自転車コールセンター TEL 06-6310-8222

駅周辺などを放置禁止区域に指定しています。同区域に放置された自転車や原動機付自転車は、保管所に移送します。保管期間は30日。期間内に引き取りに来てください。

返還時間 午前9時30分～午後6時30分。12月29日～1月3日は休み。

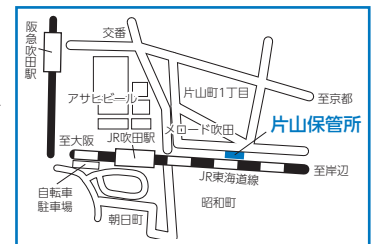
持ち物 自転車か原動機付自転車の鍵、住所と名前が確認できるもの(運転免許証や健康保険証、学生証など)、費用。

費用 自転車3000円。原動機付自転車4500円。

片山保管所 所 片山町1・1・28

移送元

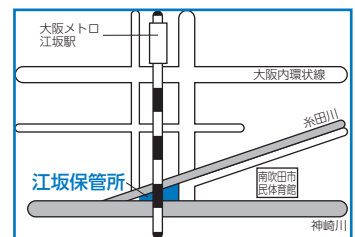
- ・(阪急)吹田駅、豊津駅、関大前駅、相川駅、千里山駅、正雀駅
- ・(JR)吹田駅、岸辺駅



江坂保管所 所 南吹田5・50・1

移送元

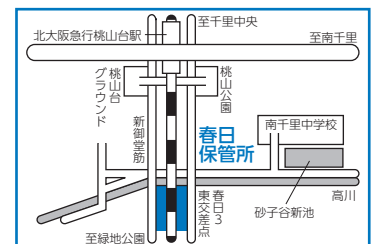
- ・(大阪メトロ)江坂駅
- ・(JR)南吹田駅



春日保管所 所 春日3・50・1

移送元

- ・(阪急)北千里駅、南千里駅、山田駅
- ・(大阪モノレール)山田駅、宇野辺駅、万博記念公園駅
- ・(北大阪急行)桃山台駅



▶ 自転車駐車場

総務交通室 TEL 06-6872-6136 FAX 06-6872-1652

鉄道各駅周辺に有料自転車駐車場を設置しています。利用方法や利用時間などについては、直接各自自転車駐車場へ問い合わせてください。



道路

▶ 市道の陥没など

道路室

所 佐竹台1・6・1 TEL 06-6872-6114 FAX 06-6831-9674

市道に穴や損傷を見つけたら連絡してください。府道は、大阪府三島府民センター茨木土木事務所 (TEL 072・627・1121) へ。

▶ 市道に認定します

道路室

TEL 06-6872-6114 FAX 06-6831-9674

基準に合えば市道に認定し、維持管理は市が行います。幅4m以上で、道路の敷地や付属物の所有権を市に移転できる道路が対象です。

▶ 私道の舗装工事に助成

道路室

TEL 06-6872-6114 FAX 06-6831-9674

公道か公道に準ずる道路につながり、利用世帯数が5世帯以上の私道が対象です。

▶ 街路灯の球切れや新設など

道路室

TEL 06-6831-9371 FAX 06-6872-6147

球切れや破損などを見つけたら、街路灯の柱にある黄色いプレートの番号と所在地を、最寄りの自治会が道路室へ連絡してください。街路灯の新設・移設・廃灯を希望する場合は、地元の自治会長に連絡してください。

快適な環境保全のために

▶ 吹田市大気環境情報ホームページ

環境保全指導課 TEL 06-6384-1850 FAX 06-6368-7350

市内の測定局で測定している微小粒子状物質 (PM2.5) などの大気汚染物質の濃度 (空気のごれ具合) をリアルタイムにホームページで確認できます。光化学スモッグ注意報やPM2.5注意喚起の発令状況、過去の測定データも確認できます。



吹田市大気環境
情報ホームページ

▶ 環境美化の取り組み

環境政策室

TEL 06-6384-1361 FAX 06-6368-9900

清潔できれいなまちをつくるため、市内全域 (私有地は除く) で空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨て及び歩行喫煙を禁止しています。また、大阪メトロ江坂・JR吹田・JR岸辺・JR南吹田・阪急北千里・阪急南千里・阪急関大前・阪急吹田・大阪モノレール万博記念公園駅周辺を環境美化推進重点地区・路上喫煙禁止地区としています。同地区内では市が指定する場所以外での喫煙は禁止となります。

過料徴収

上記地区内でのごみのポイ捨てや市の指定場所以外における喫煙に対し、市の勧告に従わない場合、過料 (2000円) を徴収することがあります。

環境美化推進員の募集

地域の環境美化は、行政だけでなく、市民・事業者のみなさんの協力が不可欠です。市と一緒に地域の環境美化に取り組む団体を募集します。ポイ捨て防止や喫煙マナーについての啓発などを行います。

▶ 清掃用具の貸し出し

環境政策室

TEL 06-6384-1361 FAX 06-6368-9900

ボランティアで地域の清掃活動をしている団体や個人に、ほうきやちり取りなどを貸し出します。

▶ 公害の苦情や相談

環境保全指導課

TEL 06-6384-1850 FAX 06-6368-7350

大気汚染や水質汚濁、悪臭、騒音、振動、土壌汚染などで困ったときは環境保全指導課へ。

▶ 光化学スモッグ

環境保全指導課

TEL 06-6384-1850 FAX 06-6368-7350

暑くなると光化学スモッグが発生しやすく、濃度が高くなると目やのどなどに影響を及ぼします。光化学スモッグ情報はおおさか防災情報メールやテレビ、ラジオでお知らせし、市役所や小中学校などに旗を揚げます (旗の色は、緑: 予報、黄: 注意報、だいたい: 警報、えんじ: 重大緊急警報)。情報が発令されたときは、屋外での激しい運動や、自動車の利用を控えてください。

▶ 微小粒子状物質 (PM2.5)

環境保全指導課

TEL 06-6384-1850 FAX 06-6368-7350

11月~5月にかけては、PM2.5濃度が高くなりやすい時期です。注意喚起が行われた場合は、屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ減らし、屋内でも換気や窓の開閉を必要最小限にするなどしてください。特に呼吸器系や循環器系に疾患のある人や高齢者、子供などは、より体調の変化に注意することが大切です。

生活排水をきれいに

環境保全指導課 TEL 06-6384-1850 FAX 06-6368-7350

生活排水などによる水質汚濁を防止するため、水環境に優しい生活を心がけましょう。

- せっけんや洗剤は適量を使いましょう。
- 調理くずや食べ残しなどは、水気を切って燃焼ごみとして出してください。たい肥化して利用することも生活排水の汚れの防止につながります。

家庭の廃食用油を回収

環境政策室 TEL 06-6384-1702 FAX 06-6368-9900

家庭で出た廃食用油を回収しています。食用油に限ります。天かすなどの不純物は取り除き、密閉できる容器に入れてください。回収場所は89ページを見てください。

使い捨てコンタクトレンズの空ケースを回収

環境政策室 TEL 06-6384-1702 FAX 06-6368-9900

家庭で出た使い捨てコンタクトレンズの空ケースを回収しています。レンズは含めず、表蓋を外した状態で回収ボックスに入れてください。

生活騒音のない静かなまちを

環境保全指導課 TEL 06-6384-1850 FAX 06-6368-7350

エコキュート、エアコンや楽器の音などで近所に迷惑がかからないよう注意しましょう。

害虫とねずみの駆除

環境政策室 TEL 06-6384-1361 FAX 06-6368-9900

公共の場所でゴキブリや蚊、はえなどの害虫やねずみで困っている人は、環境政策室まで相談してください。また、ねずみ取り器(バネ式)などの器材を貸し出しています。

空き地の管理

環境政策室 TEL 06-6384-1793 FAX 06-6368-9900

空き地に雑草が生い茂ると、害虫の発生やごみ・空き缶などのポイ捨てにより、近隣住民に迷惑が掛かります。空き地の所有者は、除草など適切な管理を心がけてください。

環境まちづくり基金への寄附を募集

環境政策室 TEL 06-6384-1701 FAX 06-6368-9900

環境先進都市の実現に向け、吹田市第3次環境基本計画やSUITA MOTTANOCITY ACTION PLAN (SMAP)などをより効果的に取り組むため「環境まちづくり基金」を設立しました。

寄附にはふるさと納税制度も利用できます。寄附方法など詳しくは市ホームページで確認するか、環境政策室へ問い合わせてください。

犬猫の飼育

動物の習性などを正しく理解し、健康・安全に気を配り、最後まで責任をもって飼いましょう。

飼い主の人へ. 守ってほしい5か条

衛生管理課 TEL 06-6339-2226 FAX 06-6339-2058

1 飼い犬の登録と注射

生後91日以上の子犬を飼うときは登録をし、年1回、狂犬病予防注射を受けなければなりません。

2 迷惑防止

糞尿などの適切な処理や訓練をして、人に危害を加えたり、近隣に迷惑をかけることがないようにしましょう。犬の放飼いや糞の放置は禁止されています。猫は室内で飼いましょう。

3 むやみな繁殖防止

きちんと管理できる数を超えないよう、生まれる命に責任が持てない場合は避妊去勢手術を行いましょう。

4 動物による感染症の知識

人と動物の共通感染症について、正しい知識を持ち、自身や他の人への感染を防ぎましょう。

5 所有者明示

盗難や迷子を防ぐため、マイクロチップ、名札などを付けましょう。特に、マイクロチップは外れてしまうことがないので災害時の備えとしても大変有効です。装着については動物病院に相談しましょう。

逃げ出したとき. 保護したとき

衛生管理課に保護されたり、情報が入ることがありますので、届け出てください。

死んだ犬や猫、小動物の引き取り

事業課

所 津雲台7・7・D138・101

TEL 06-6832-0026 FAX 06-6832-0092

家庭で飼っていた犬や猫、小動物の死体を引き取ります。2000円。飼い主不明の犬や猫、小動物の死体は無料。